



新労発基0821第1号  
令和6年8月21日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟労働局長

千葉 茂 雄



令和6年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金  
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。